大和の隣組

奈良縣月報附錄
昭和十八年七月十日印刷
昭和十八年七月十五日發行（第四卷第七號）
廣島市紙屋町五丁目一番地
電話第一番
發行兼印刷人 川井富藏
編纂 奈良縣地方課

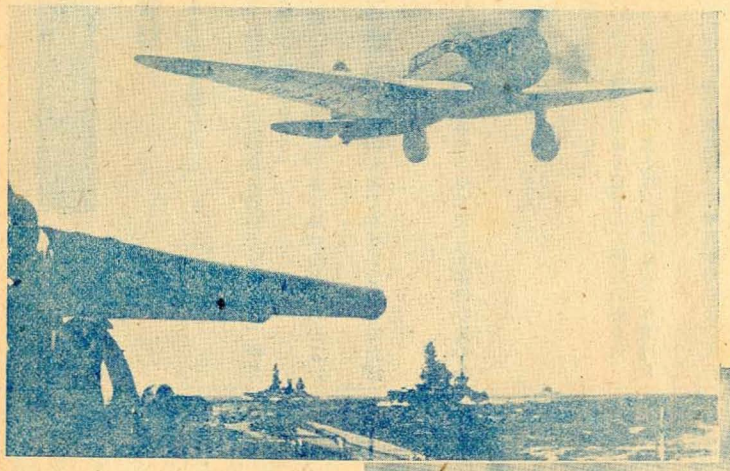

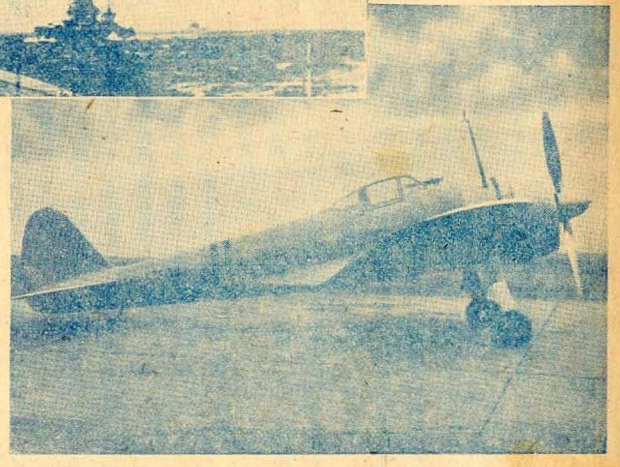

吉野郡
川上村献納
【上】海軍機
【下】陸軍機
（陸海軍省許可濟）

8月

回覽											

貯蓄あちこち

○

添上郡櫟本町では、町産業組合と一體となり國民貯蓄の增強に仲々力を入れてゐるが、その一二を書くと。

○産業組合では「撃ちてし止まむ、必勝貯金」と言ふ特別の通帳を作成して各組合員に配付し、敵愾心の昂揚と、貯蓄吸收を推進してゐる。

○大字勝央の西垣内第一、第二隣組では、二百七十億貯蓄總進軍特別期間の第一日である六月十五日に、山本元帥、アッツ島勇士に對する感謝貯蓄として、男三圓女一圓の割で全員洩なく實行した。

○大字瓦金では前記の感謝貯蓄を大いに奮發して、今月は國民貯蓄組合の貯蓄を二ケ月分實行した。

○

宇陀郡榛原町は昨年「翼贊實踐の町」として指定された時局型の町であるが同町の部落會、隣組等で實行してゐる面白い貯蓄の二、三を列擧すると

○稻荷町内會池谷隣組では、毎月大詔奉戴日に必ず隣組常會を開催して、此の日には豫め當番から配付された貯金袋を持つて、常會に出席する。この中には割當られた貯金を入れて來るのであるが之に依つて常會の出席と貯金の勵行と一石二鳥の効果を擧げてゐる

○新吉田町内會上新道隣組では昭和十七年十二月八日の大詔奉戴一周年記念日から、買つたつもり、見たつもりのツモリ貯金を實行、隣組全部に配付した竹の地獄筒に入れ、本年六月八日に開いて見たところ十七軒の隣組で半年間にツモリ貯金がツモリツモツて四百十八圓八十三錢、最高は六十八圓九十四錢に達してゐた

○山邊三部落會では、生菓子の配給を一切受けないことゝした

○盂蘭盆供養の始めは印度の釋尊の時目蓮尊者が自分の母が餓鬼道の苦しみをして居られるのを救ふ爲め七月十五日に三寶に供養し十方の衆僧に供養しその大洋の如き無限の功德によつて母の苦しみを救ふたと云ふ古事に依るのであります。

孟蘭盆

○大東亞戰爭正に第三年あまた護國の英靈を迎へまつる感激のお盆が來ました。

○お盆は正月と共に現在我國に行はるゝ二大行事です。正月は お互に現實生活の幸福を祈るものでお盆は祖先精靈の冥福を祈するのが主眼で獨り我國にのみ盛んに行はるゝ美風です。

○我國にては齊明天皇の御代初めて盂蘭盆會を設けられ上宮中を初め下諸寺院などに行はれ七生の父母にも奉仕する極めて美はしき我國特有の風景であります。

○今年のお盆には大東亞の礎となられた勇士の靈を慰めます と共に祖先の築かれたこの國土を泰山の安きに置き敵米英を撃碎するまで戰ひ抜く覺悟を祖先の前にお誓ひしたいものだと思ひます。

○

添上郡東里村大字法用
森口次郎
山邊郡丹波市町大字豊田
松原美彌
磯城郡纒向村大字豊田
坂本民太郎
磯城郡田原本町
阪本仙太郎
奈良市藥師堂町
竹田賢治

運動豫告

大東亞戰爭と青年義勇軍

募る！奈良縣中隊

守れ北方大東亞戰爭の據點！拓け大東亞戰爭の穀倉！これは決戰下滿蒙開拓青少年義勇軍に荷せられた二大使命なのだ、他に青少年に各方面より要員を要求せらるゝが故に青少年義勇軍募集が霧消するのかと思ふ國民があれば、それは大東亞盟主日本の行手を、大東亞戰爭の深遠なる國家の意圖を、知つて頂きたいのである。

×

行くぞ義勇軍が、否、開拓軍隊が、北滿の曠漠たる開拓戰場へ堂々鉄の陣容を敷くのだ、南方よりシツカリやれ、俺らは北の守りに關東軍の兵站基地として鍬で、利鎌で、守つてゐるからシツカリ、大東亞の穀倉から米を！麥を！一切の食糧確保を滿天の星を仰ぎつゝ、また烈日の下聖汗に戰ひとるぞ。

×

あゝ土の戰士、若き亞細亞の少年拓士よ、然して今年度は奈良縣中隊は幾何の姿を—鍬の戰士を募集する。

奈良二四、山添五八、生駒四三、磯城五九、宇陀三九、高市三六、葛城八二、吉野七八内吉野三八 計 四五三

矢は既に弦を離れた、運動はスタートした、目下郡市協議會を續行してゐる。

×

町内會も隣組も今年はこれに協力せねばならぬ、近く展開する隣組義勇軍運動の豫告として、こゝに以上を叫んだのである。土煙をあげて驀進するトラクターを想像せよ、北滿の天地にこの開拓軍隊の鬨の聲があるのだ

八月の榮養食

健民課榮養係

南瓜飯（一人前）

米 五 勺
かぼちや 四〇 匁
煮干粉 一 匁
鹽 一匁以内

作り方

普通の水加減で米を入れて炊き、ふき出した時に南瓜のあられ切りを入れ煮干粉と鹽を加へよくかきまぜてむらしておき水がなくなる頃仕上炊きを五分程いたします。

※米一合に代用る南瓜は二〇〇匁です

米七勺に代用る量は一四〇匁です。

原稿募集

一、部落會、町内會、隣組の活動狀況
一、常會に關する感想や意見
一、時局下に於ける地方情況等

大和隣組總進軍

八月の常会徹底事項

一、戰爭生活の徹底的な實踐

食糧を國內で賄はねばならぬ―決戰食生活を實踐しよう。

（一）混食の實行

イ、これからは混食用として甘藷・馬鈴薯・大豆が米の通帳で配給され、今月は馬鈴薯と大豆です。混食で節米に努めること。

ロ、混炊は米一升に馬鈴薯五〇〇匁、水二升の割りで多少塩味を加へるがよい

（二）鄕土食の勵行

地方々々でかつて食べてゐた鄕土の食物や、野生のもので食用となるものを活用するやう工夫すること。

（三）玄米食の實行

玄米食をまだ實行してゐない家庭では炊き方、食べ方を工夫して實行に努めること。

二、夏季鍛練の勵行

決戰の夏―暑熱を道場として强く健全な心身をつくらう。

イ、この夏は壯丁の皆泳訓練が行はれるから國民皆泳を目ざして附近の海や川、沼などで水練を行ふこと。またラジオ體操やその他土地の實情に應じた鍛練を行ふこと。

ロ、工場や農村などの勤勞奉仕や空地開墾、蔬菜栽培などで增產勤勞によつて心身を鍛へること。

三、蓖麻の手入れ實行

航空決戰に勝たねばならぬ―蓖麻を一粒でも多く收穫しよう。

イ、草取りを手まめに行ひ、時々まはりを耕して土を軟かくし、乾きすぎぬやう時々水をやること。また下肥かドブ水其の他の肥料を根元から離して施すこと

ロ、風に倒されぬやう莖ののび工合に應じて支柱を樹て、若し風に倒されたらすぐ起して支柱で支へること。

勤勞報國隊整備について

大政翼贊會奈良縣支部

戰ひの樣相は日一日と酷烈を加へ文字通り「喰ふか喰はれるか」の凄絶苛烈なる決戰が各方面の戰線に於て日夜に繰り返されつゝある此の緊迫せる時局に對處する爲には、國內のすべての人と物との力を結集して以て戰力增强の一途に邁進せねばならないことは言を俟たないのであつて其間一人の懈怠も偸安も許されないのである。大政翼贊會は曩に國民皆働運動實施要項を指示して、各地域、各職域、各團體に於て夫れ〲勤勞報國、生產奉仕の勤勞態勢を整へ且つ强力に之れを實踐して來たのであるが、更に最近今一つ考慮を拂はねばならない事態に直面して來つたのである。それは時局の段階が如斯になつて來た以上何時敵の空襲を受けるかも知れないといふ一事である。吾々は皇軍の絶大なる偉力に絶對の信賴を捧げるものであるが蒼穹は無限に廣いのである、從つて何時何所から敵機の潛入し來るやも知れないといふ事は充分覺悟してかゝらねばならないのである萬一空襲のあつた場合を想像して見た時、そこには相當甚大な被害のあることは誰しも首肯かれる事であると思ふ。かゝる場合之れに對處して命令一下直ちに出動作業し得べき態勢を整へて置くといふ事は喫緊の要務だと考へられるのである。かゝる意味に於て今回普く勤勞報國隊の組織を一層整備し且つ之れを常時の組織となし、統一ある綜合企畫の下に何時如何なる方面へでも命令一下動員爲し得る態勢を整へ直接生產增强に寄與すると共に國民皆働運動の中核體たるの實を發揮せしめ以て國民の勤勞奉公精神を昂揚し戰力增强の飛躍的進展に資せんとするものである。

> 勤先、組合、團體ごとに
> 町內會、部落會、ごとに
> いつでも、どこでも
> 戰力增强のために
> みんなで進んで働かう

勤勞報國隊は左記各團體に於て之を組織する卽ち、翼壯、產報、商報、農報、勞報、靑少年團、婦人會、官公衙、常時五十人以上の從業員を使用する會社工場事業場、同業組合、其他の團體及之等各團體に所屬せざるものに就ては都市にありては町內會單位に、町村にありては町村單位に之を組織する、此際注意すべきことは同一人にして數種の團籍ある場合は主とする所屬團體を決定して重複せざる樣措置することである。

隊員の資格は、男子は十四年以上五十年未滿の者、女子にありては十四年以上二十五年未滿の未婚者たること、としてゐる。

隊の結成は、七月三十一日迄とし結成の上は勤勞報國隊統監（知事）に屆出づること、なつてゐる。

動員には、計畫動員、緊急動員、臨時動員等あるが何れも指導本部からそれ〲指示がある筈である。臨時動員だけは各隊が自發的に出動し得るのであるがその場合には必ず指導本部に通告せねばならないことになつてゐる。因に勤勞報國隊指導本部は大政翼贊會奈良縣支部に、指導支部は大政翼贊會各郡市支部に設置されてゐる。

水稻植付後ノ注意

一時水不足ヲ豫想サレタガ惠ノ雨ニ依リ植付ヲ完了シタガ增產ヲ完遂スル爲ニハ中耕除草、病害虫防除ニ特ニ注意ヲ拂ハレタイ。

山間部、特ニ茶畑地帶ハ中耕除草ガ遲レ勝デアルカラ中耕除草ノ時期ヲ早メ必ズ四回實施スルコト

平坦部ハ山間部ト反對ニ中耕ガ早過ギ勢ヒ止草期ガ早過ギルカラ八月上旬ニ止草トスルコト

中山間部ニ螟虫ノ發生多シ被害莖ヲ必ズ水面下ヨリ摘採スルコト

平坦部ニ靑虫ノ發生多シ除虫菊石鹸液ヲ撒布スルコト

流言防止について

特高課

この度の大東亞戰は石にかじりついても勝ち拔かなければならないことはお互日本國民として誰しもが決意してゐる處でありますが、それがためには先祖代々から承け繼いだ暖簾を外したり工場を整理してまで甘んじて重要產業戰士に轉進していたゞいて居ります、また戰爭が長期化するに伴ひまして經濟統制が强化され日常生活物資も不足して參りますがこれも戰爭完遂のためには止むを得ないこと、認識していたゞいて居ります。處が大勢の中には一部心ないものも居りまして不用意の裡に常會の席上や行列買、井戸端の集ひ等の中でつい物資不足に對する不平不滿をかこつて見たり、戰爭のこと等に觸れて愚痴つて見たりするものでありますが最近に於きましてはたゞそれだけでなくこれ等の話の中に根も葉もない作りごとや勝手な想像を交へる所謂流言蜚語が相當傳へられてゐるのです。そうして不知不識のうちに銃後國民の團結を阻害したり戰意を喪失する樣な結果を招いて居ります。斯樣なことは意識して言はなくとも自づと敵の謀略にかゝつてゐることになるのです。敵の思ふ壺に入り込んでゐることになるのです。

奈良縣の樣な所では敵性人が居らないから大丈夫だと思ふ人があつたら、それは認識不足も甚だしいと申すべきでありまして足下は斷崖なりでお互が不用意の中に言擧げする根なしごと自體が既に敵性の相貌を呈してゐると申すべきでありますから、日常、茶飯事の話にも充分注意を要すべきであります。こんなこと位と思つてたかをくゝつて話す前に先づ自らの心や口の締めくゝりをなすべきでありませう。

それだけでなくこの敵性流言を封鎖するためには個人は勿論隣組でも常會でも指導者の注意協力が望ましいのでありますがもし發生した場合にもこれを最小限に喰ひ止めるために一刻も早く所轄署や派出所駐在所へ連絡するだけの心がけが必要であります。

最後に斯る流言蜚語に對して現在國家はどんな罰則で臨んで居るかと云ふ點に觸れてみたいと思ひますが何としても近頃多い事案は時局に關し流言蜚語をなし、或ひは時局に關し人心を惑亂すべき事項を流布する罪でありますが、これは言論出版集會結社等臨時取締法によりまして前者は二年以下の懲役禁錮又は二千圓以下の罰金となつて居りますし、後者は一年以下の禁錮又は千圓以下の罰金となつて居りますし、軍事に關し造言蜚語をなしたるものは陸海軍刑法により七年以下の禁錮となつて居ります、その他國防保安法、戰時刑事特別法等に於てもそれぞれ造言蜚語に對しこれ以上の罰則と規定されて居りますことによりましても如何に流言蜚語取締の重要性が御諒解出來ることゝ存じますからお互國民として戰爭や時局に關する輕はずみな根も葉もない言動を充分愼んで勝拔くために默々として頑張らうではありませんか。

親切運動

最近五條町よりの便り

去る六月五日山本元帥の國葬の日に町民總常會を開催した時に決議の一項として「我等は斷じて不平を唱へず」といふ申合せをなし、これが實行の一方法として親切運動でやらう、そして先づ役場から實踐しようといふことで、吏員が每日輪番で「親切係」と書いた白だすきを掛けて役場に來る町民各位や外來者に其用件を御聞きして用向の係りに連絡するわけですが從來からの受付といふ樣な形式的な係ではなく親切叮寧に應待するは勿論進んで色々と相談に應じ來場した目的を完全に終へしめる樣御世話して居られる由、流石は翼贊町と感心して居ります。

大和隣組總進軍

八月十五日――十月十四日

○部落會町內會等に關する、內務省訓令が出てから、丁度滿三年になる。發令の九月十一日を中心として前後二ヶ月間（八月十五日―十月十四日）に亘つて、縣下一齊に「大和隣組總進軍」を開始し、部落會町內會特に隣組の强化充實を圖ることゝなつた。

○先づ市町村に於ては、强力なる部落會町內會の指導組織を確立すること。

○部落會町內會及隣組に於ては運營上の再檢討を行ひ、生氣溌剌たる決戰體制を强化すること。

△部制を確立して事務分擔制によつて能率を高める。

△常會は定時開會、全戸出席を勵行する。

△適當なる共同事業を計劃する。

△婦人常會を開く。

○縣及大政翼贊會縣支部に於ては、常會に對する現地協力、部落會町內會運營研究會、中堅指導者講習會、部落會長町內會長及隣組長に對する感謝禮贈呈、紙芝居脚本募集其他を實行する。

○言ふまでもなく、悽愴苛烈なる激戰死鬪は、日夜前線に繰返されてゐる。豐富なる物資にものを言はせた米英の總反抗は、いよ〱その鋭鋒を現はして來た。

○「米英を撃つトーチカだ隣組」六十萬縣民各位の隣組總進軍に對する總協力を望む。